

# 盲ろう者通訳・介助者派遣斡旋業務取り扱い要項

平成24年4月1日制定

山梨県立聴覚障害者情報センター

## (趣旨)

第1 この要項は、視覚と聴覚に重複して障害をもつ在宅の重度盲ろう者（以下「盲ろう者」という。）、公共的機関及び団体等からの盲ろう者通訳・介助者派遣要請に対し派遣の斡旋を行い、盲ろう者に通訳・介助者を派遣して情報保障及び移動等の介助を行い、盲ろう者の自立と社会参加を促進し、福祉の向上に寄与することを目的とする。

## (実施主体)

第2 この派遣斡旋業務の実施主体は、山梨県立聴覚障害者情報センターとする。

## (派遣斡旋)

第3 この要項による派遣斡旋は、盲ろう者通訳・介助が必要と認められ、山梨県盲ろう者通訳・介助者派遣事業実施要綱（以下「要綱」という。）が適用されないものについて行うものとする。

## (派遣斡旋の申し込み)

第4 盲ろう者通訳・介助者の派遣斡旋を要請する者は、盲ろう者通訳・介助者派遣斡旋申込書（第1号様式）により山梨県立聴覚障害者情報センター所長（以下「所長」という。）へ申し込むものとする。

## (盲ろう者通訳・介助者)

第5 この要項の盲ろう者通訳・介助者は、要綱第5条に定める盲ろう者通訳・介助者とする。

## (盲ろう者通訳・介助の実施)

第6 盲ろう者通訳・介助者は、関係者の人権、人格を尊重し、誠意をもって的確にその業務を行うものとする。

(業務報告)

第7 盲ろう者通訳・介助者は、その業務の終了後、派遣業務報告書（第2号様式）を所長へ提出するものとする。

(業務の安全確保)

第8 盲ろう者通訳・介助者は、盲ろう者通訳・介助業務を行うにあたっては、安全確保に十分配慮するものとする。また、出発地と用務地との間の移動についても同様とする。

(秘密の保持)

第9 盲ろう者通訳・介助者は、盲ろう者通訳・介助業務上で知り得た個人情報等の秘密を漏らしてはならない。

(派遣に要する費用)

第10 盲ろう者通訳・介助者の派遣に要する費用は、別に定める基準により、派遣の斡旋を要請した者の負担とする。

2 前項による費用は、要請により派遣を斡旋した盲ろう者通訳・介助者からの請求に基づき、斡旋の要請者から同人に支払うものとする。

(その他)

第11 この要項に定めるほか、派遣斡旋業務を行う上で必要な事項は、所長が別に定める。

(別に定める基準)

盲ろう者通訳・介助者派遣斡旋業務取り扱い要項第10に定める派遣に要する費用の基準

#### 1 盲ろう者通訳・介助手当

1回2時間まで5,000円とし、2時間を超える1時間毎に2,000円を加えた額。但し、山梨県等の行政機関からの要請に基づく斡旋及び情報センター所長が必要と認める斡旋にあつては、山梨県盲ろう者通訳・介助者派遣事業実施要綱に定める額とする。

なお、特殊な状況下での盲ろう者通訳・介助にあつては、情報センター所長と派遣斡旋要請者が協議し決定した額とする。

#### 2 旅費

バス・鉄道 普通運賃

私用車 37円／1km

なお、徒歩、自転車は旅費の対象としない。